

令和 5 年 9 月 1 9 日

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する意見

1 犯罪被害者のおかれた状況

犯罪被害者の被害 = 民事訴訟の損害賠償額 > 加害者から受ける賠償

- 加害者からの弁償があるのは、1%程度 (添付資料)
- 無資力の加害者から被害者個人が賠償金を回収することは不可能

2 犯給制度の問題点

- ① 事件発生時の年齢、事件 3 か月前の収入、扶養家族数で決まる結果、同じ事件で同様の被害を被った者でも、事件時の偶然の事情によって給付額が大きく変わる。
- ② 現行の支給額は、民事訴訟の損害賠償額と比較しても、わずかに留まる (添付資料の事例では、未回収額の 15 分の 1 程度)。
- ③ 遺族給付金・障害給付金・重傷病給付金の 3 類型しかなく、前 2 者は、死亡や後遺障害の場合しか支給されない (ex. 強制性交や強制わいせつ、ストーカーは支給なし)。
- ④ 重傷病給付金は、3 日以上入院なければ支給されない (支給場面が限定的)。
(cf. 統計では、全治 1 か月以上を重傷者、1 か月未満を軽症と区分)
- ⑤ 少額の犯給金が、わずかな加害者の弁償や他の公的給付で調整され減額される。
- ⑥ 事件は、親族間、交友者間で起こることが多く、加害者との関係が不支給又は減額事由となる。

3 犯罪被害者等給付制度の法的制度趣旨は何か。

犯給制度発足当時は、三菱ビル爆破事件を契機に、労災給付のある者となない者の差を埋める意味もあった。→→見舞金的性格・・・これを引きずっているのではないか。

○ 犯罪被害者等基本法 (下線は加筆)

第 3 条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

第 12 条 犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

第 13 条 国は、・・・犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

犯給制度発足から 40 年以上経過し、犯罪被害者等基本法成立からも 20 年を迎えようとしている現在において、法的制度趣旨を改めて確認したい。

- 犯罪を抑止・防止できなかつた、国民を守ることができなかつた「国」にも、一定の責任がある（＝国に保護義務がある）のではないか。
 - ※ 災害対策基本法3条も、「国は…国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み…万全の措置を講ずる責務を有する」と規定している。
- 被害者個人にとっては困難な賠償金回収を、能力も情報も有する国が代わって行うことが、被害者の経済的負担の軽減を図ることになるのではないか。
- 被害者の被害が甚大であることから、その被った損害を軽減するものではないか。
 - ⇒ 被害者が被った損害（民事賠償額）に応じた給付でなければならないのではないか。

4 現行の犯罪被害者等給付金の状況

- 現行の算定法は、公的給付、社会保障のそれに近い。
- 支給額が、被害者が被った損害とは連動していない（応じていない）。
- 当然移転した損害賠償債権（法8条2項）を放置している（会計検査上の問題）。
- ⇒ 犯給制度の問題を解消するためには、現行の枠組みで、対応しきれないのではないか。

5 民事訴訟における賠償額を見据えた方式【新あすの会提言（前回配付資料）】

第1決議 犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、国が回収を行う制度の創設を求める。

〔理由〕犯罪被害者等は、損害賠償請求によって被害を回復されるべき立場にありながら、訴訟を起こして賠償を命じる判決を得ても、収監され、財産を持たない加害者からは支払われず、犯罪による被害は全く回復されていない。また、このように実現可能性が乏しいことや、加害者のことを怖れるなどの理由から泣き寝入りを強いられる現状にある。国による被害回復の実現を確保する制度が必要である。

⇒ 損害賠償債権の買い取り・補償（損害賠償と同等の給付）

- （論点）
- ・ 対象範囲（生命・身体・性的自由に対するもの、ストーカー、ちかん）
 - ・ 買い取りの法的方法（債権譲渡か、第三者弁済による代位か、犯給金支給による法律上の当然代位か。）
 - ・ 損害賠償債権の査定（債務名義がない場合）、取り扱う機関・組織（民事損害賠償に詳しい専門家が担う必要）。
 - ・ 国が取得後の加害者に対する求償をどうするか（強制執行・国税徴収）。

※ 概算

- 350人 → 300人（死亡者） × 6000万円 = 180億円
- 2611人 → 2000人（重傷者数） × 100万円 = 20億円
- なお、北欧では求償実績は25%程度。50億円程度が回収されている。